

令和 2 年 4 月 8 日

保護者 様

大阪 市 教 育 委 員 会
大阪 市 こ ど も 青 少 年 局
大阪 市 立 田 島 中 学 校
校 長 藤 本 睦 子

令和 2 年 4 月 7 日 付 け 「緊 急 事 態 宣 言」 を 受 け た 対 応 に つ い て (お 知 ら せ)

平 素 か ら 本 校 の 教 育 活 動 に ご 理 解、ご 協 力 い た だ き あ り が と う ご ざ い ま す。

さ て、今 般 の 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 拡 大 に 伴 い、政 府 が、令 和 2 年 4 月 7 日 付 け
で 「緊 急 事 態 宣 言」 を 行 っ た こ と を 受 け、大 阪 市 に お い て も、幼 児 児 童 生 徒 の 更 な る 感 染 予
防 の 徹 底 を 図 る た め、大 阪 市 立 の 全 て の 幼 稚 園・小 学 校・中 学 校 に つ い て、先 に お 知 ら せ し
た 期 間 を 延 長 し て、**令 和 2 年 4 月 8 日 (水 曜 日) か ら 令 和 2 年 5 月 6 日 (水 曜 日) ま で 臨
時 休 業 を 実 施** さ せ て い た だ き ま す。

ま た、既 に お 知 ら せ し て お り ま す が、**始 業 式 は 延 期 と し、登 校 日 も、当 面 の 間、中 止** と し
ま す。

つ き ま し て は、保 護 者 の 皆 様 に お か れ ま し て も、今 般 の 「緊 急 事 態 宣 言」 の 趣 旨 を ご 理 解
賜 り、次 の と お り ご 家 庭 で の お 子 様 の 健 康 状 態 の 把 握、感 染 症 予 防 の 指 導、な ら び に 家 庭 生
活 の 留 意 事 項 に つ い て、よ ろ し く ご 理 解 ご 協 力 を 重 ね て お 願 い 申 し あ げ ま す。

な お、「緊 急 事 態 宣 言」 に 係 る 対 応 に つ い て は、日 々 状 況 が 変 化 し て い る た め、変 更 が 生
じ る 場 合 が あ り ま す。そ の 折 は、改 め て お 知 ら せ い た し ま す の で、よ ろ し く お 願 い 申 し あ げ
ま す。

記

1 臨 時 休 業 期 間 の 延 長

- ・ **令 和 2 年 4 月 8 日 (水 曜 日) ~ 5 月 6 日 (水 曜 日) を 臨 時 休 業** と し ま す。

(4 月 19 日 ま で と し て お り ま し た 臨 時 休 業 期 間 を 延 長 し ま す。)

※ 5 月 7 日 (木 曜 日) 以 降 の 学 校 園 の 再 開 に つ い て は、改 め て お 知 ら せ し ま す。

① 始 業 式 に つ い て

- ・ **始 業 式 に つ い て は、当 面 の 間、延 期** し ま す。
- ・ 開 催 日 が 決 ま り ま し た ら、改 め て お 知 ら せ し ま す。

② 登 校 日 の 設 定

- ・ **登 校 日 は、当 面 の 間、中 止** し ま す。
- ・ 登 校 日 を 実 施 す る 場 合 は、改 め て お 知 ら せ し ま す。

③ 教科書給与、学習課題・教材等の配付について

- ・ 4月13日（月曜日）を教科書給与、学習課題・教材等の配付日としますので、生徒の来校をお願いします。登校時間は、後ほど、ホームページ・保護者メールにてお知らせいたします。13日に来校することができない場合は、個別に相談に応じますので、ご連絡ください。
- ・ 生徒の来校の際には、生徒が集団で行動しないようご家庭でも注意喚起してください。
- ・ 来校の際は、スペースを設けられる限り短時間で受け渡しを行う、受け渡し前後に手洗い・消毒をするなど、万全の感染症対策を講じますので、ご協力ください。
- ・ 来校していただいた際に、お子様の健康状態について確認をさせていただきます。
- ・ 教科書等を配付しますので、田島バッグをご用意ください。
- ・ 1年生は、入学式の時に依頼している提出書類についてもご持参ください。
- ・ また、電話番号の確認や保護者メール登録についてもお願いする予定です。

2 家庭での日常の健康状態の把握のお願い

- ・ 臨時休業期間中は、ご家庭で、毎朝、体温を測る等、お子様の健康状態のご確認をお願いします。健康状態の確認に際しては、「健康観察表」をご使用願います。
- ・ 「健康観察表」は、ご家庭で記載いただくとともに、4週間分は保管いただくようお願いいたします。
- ・ お子様が、次の状況になった際は、学校に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。

- ① お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合
- ② お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
- ③ お子様と同居されている保護者様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
- ④ お子様に、発熱（37.5度前後）等のかぜの症状が見られる場合

- ・ 上記④の場合で、お子様の健康状態に、次のいずれかの症状が確認された場合は、「新型コロナウイルス受診相談センター」（電話番号：06-6647-0641）へご相談願います。

- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ・ かせの症状や37.5度前後の発熱が4日以上（基礎疾患等のある方は、症状が2日程度）続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）

* 新型コロナ受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機関を受診ください。（複数の医療機関を受診することは、お控えください）

* 医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

3 家庭生活における留意事項

お子様の健康確保について努めていただくとともに、以下についてご留意いただきますようお願いいたします。

- 計画的な家庭学習や家族の一員として家事の手伝い等にとりくむことができるようお願いいたします。
- 「緊急事態宣言」がされておりますことから、不要不急の外出を避けるとともに、外出が必要な際も人が集まる場所や交通機関の利用をできるだけ避けるなど、感染予防に努め、健康に十分注意してください。
- お子様の健康保持の観点から、運動不足やストレスを解消するために行う運動の機会を確保することも大切であると考えており、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境の下で行っていただきますようお願いいたします。ただし、一度に大人数が集まって人が密集することのないよう配慮をお願いいたします。
- 日々のお子様の心身の状況の変化に気を配るとともに、お子様への声かけや会話を通して、心身の健康と安全安心への配慮をお願いいたします。
- スマートフォン等のインターネットが利用できる機器には有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）を設定する等について、すでにご利用しているところですが、スマートフォンやゲームなど、過度な使用とならないよう、家庭においてお子様との話し合いを通じてルールづくりに努めていただきますようお願いいたします。
- 家庭において保護者が不在になる場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、確実な施錠を行い、訪問者への対応は控えるよう注意喚起をお願いいたします。

4 新型コロナウイルス感染症の予防

ご家庭の皆様で、新型コロナウイルス感染症の予防に努めてください。

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。
- 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗ってください。
- 咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。
- 換気を励行してください。
- 密集した場所への不要不急の外出を控えていただくとともに、とくに持病のある方等は、できるだけ人ごみの多い場所への外出を控えてください。